

消費者庁防災業務計画

令和6年4月一部改正
消費者庁

消費者庁防災業務計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第36条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第1項の規定に基づき、消費者庁の所掌事務について、防災に関し採るべき措置の基本を定めるとともに、地域防災計画の作成のための基準を示すことを目的とする。

(定義)

第2条 この計画において、「災害」、「防災」、「防災基本計画」又は「地域防災計画」とは、それぞれ基本法第2条に規定する災害、防災、防災基本計画又は地域防災計画をいい、「地震防災」、「地震予知情報」又は「警戒宣言」とは、それぞれ地震法第2条に規定する地震防災、地震予知情報又は警戒宣言をいう。

2 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 関係機関 基本法第2条第3号から第6号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに都道府県をいう。

二 各課等 消費者庁組織令（平成21年政令第215号）第4条に規定する各課及び同条の参事官をいう。

(実施の基本方針)

第3条 この計画を実施するに当たっては、関係機関の行う防災活動との間の緊密な連絡調整を図ることにより、防災活動の総合的な推進に寄与するよう努めるものとする。

第2章 防災体制の確立

(消費者庁災害対策本部等の設置)

第4条 内閣府特命担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2に規定する特命担当大臣をいう。以下「大臣」という。）は、消費者庁業務継続計画（平成22年7月）により消費者庁災害対策本部を設ける場合を除き、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の

規模その他の状況を勘案して特別の必要があると認めるときは、直ちに大臣を長とする消費者庁災害対策本部又はそれに準じる対策機関（以下「消費者庁災害対策本部等」という。）を設けるものとする。ただし、第14条に規定する消費者庁地震災害警戒本部を設置する場合を除く。

- 2 前項の消費者庁災害対策本部等の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、別に定めるところによる。

第5条 大臣が指揮をとれないときは、内閣府副大臣が消費者庁災害対策本部の長の職を代行するものとする。

- 2 内閣府副大臣がその職務を代行し得ないときは、内閣府大臣政務官、長官、次長、政策立案総括審議官又は審議官であつて企画調整に関する事務のうち消費者庁の所掌に係る危機管理に関することを担当する者、総務課長の順で指揮をとるものとする。

（連絡体制）

第6条 消費者庁災害対策本部等の構成員（あらかじめ定める代理となる者を含む。）は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにするものとする。

- 2 前項の構成員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、即時に参集できるよう、平常時から、消費者庁への複数の交通手段を確認しておくものとする。
- 3 総務課員のうちから指定された者は、災害発生後即時に、必要な情報収集及び連絡等を行うものとする。

（防災活動体制の整備）

第7条 長官は、この計画を的確かつ円滑に実施するため、職員に対する防災及び安全に関する知識の普及、通信手段の多様化を含む通信施設の充実、災害が発生した場合における情報の収集及び伝達機能の強化、非常参集体制の整備、庁舎管理体制の確立、庁内の連絡の確保、非常用発動機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄、避難地、避難路等の確認、その他防災活動の整備に努めるものとする。

（防災訓練の実施）

第8条 長官は、関係機関と連携しながら、災害発生時の参集等の訓練、消費者庁災害対策本部等を設置、運営するための訓練その他の消費者庁の防災に関し必要と認める訓練を適時に実施するものとする。その際、国民保護措置に関する訓練との有機的な連携に配慮するものとする。

第3章 災害応急対策及び災害復旧

(応急措置の実施)

第9条 各課等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その所掌事務に関し、関係機関と密接な関係を図りつつ、この計画その他関係法令等に基づき、災害の発生又は拡大の防止のための所要の応急措置を速やかに実施するものとする。

(物価の安定に関する措置)

第10条 参事官(公益通報・協働担当)は、自然災害又は原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関と密接な連携を図りつつ、生活関連物資等の需給・価格動向等災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

2 参事官(公益通報・協働担当)は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災者等の生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等(食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務)の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

3 参事官(公益通報・協働担当)は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該被災地域において、生活関連物資等の供給が不足することにより、当該地域の住民の生活の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがあるときは、必要に応じ、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)第22条の規定に基づき、当該生活関連物資等の売渡し、輸送又は保管に関する指示を行うものとする。

(被災住民等に対する的確な情報提供等)

第11条 各課等は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、次に掲げる措置を適切に行うものとする。

一 各課等が講じている施策に関する情報を適切に被災住民等に提供すること。

二 必要に応じ関係機関等と協力して、速やかに、被災住民等からの問合せに総合的に対応すること。

(実施措置等の報告)

第12条 各課等の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況、実施された措置及びその実施状況を長官に報告するものとする。

第4章 地震防災強化計画

(地震予知情報等の伝達)

第13条 地震予知情報及びこれに関する情報については、別に定めるところにより、迅速かつ的確に職員へ伝達するものとする。

(消費者庁地震災害警戒本部の設置)

第14条 大臣は、警戒宣言が発せられたときは、消費者庁に消費者庁地震災害警戒本部を設けるものとする。

2 前項の消費者庁地震災害警戒本部の組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、別に定めるところによる。

3 消費者庁地震災害警戒本部が設置された場合には、第5条の規定を準用するものとする。この場合において、「災害対策本部」とあるのは、「地震災害警戒本部」と読み替えるものとする。

(警戒宣言時の情報提供)

第15条 各課等は、警戒宣言が発せられた場合において、それぞれの所掌事務の運営について必要があると認めるときは、報道機関等を通じて適時適切に情報提供を行うものとする。

(物価の安定に関する措置)

第16条 参事官（公益通報・協働担当）は、警戒宣言が発せられたときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみ又は物価の高騰が生じないように、第10条の規定に準じ、関係事業団体等に対して、必要な要請等を行うものとする。

(報告)

第17条 各課等の長は、次に掲げる事項を正確かつ迅速に消費者庁地震災害警戒本部に報告するものとする。

- 一 前条に定める措置の実施状況
- 二 その他必要と認める事項

(防災教育及び防災訓練)

第18条 長官は、職員に対して次の事項を中心とする地震防災上の教育を実施し、地震防災に関する知識が徹底するよう努めるものとする。

- 一 地震及び津波に関する一般的な知識
- 二 警戒宣言の性格及びこれに基づき採られる措置の内容
- 三 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割
- 四 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識及び今後取り組む必要のある課題

2 長官は、地震防災に関し、第8条に規定する措置に準じた措置を講ずるもの

とする。

第5章 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進計画

第19条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項に基づく消費者庁の所掌事務に係る地震防災対策の推進に関する推進計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項に基づく消費者庁の所掌に係る地震防災対策の推進に関する推進計画は、第4章に規定する地震防災強化計画を基本とし、同章の規定により、地震防災対策を推進するものとする。

第6章 地域防災計画の作成の基準

第20条 各課等は、地域防災計画の作成に関し、第3章の規定の趣旨に沿うよう都道府県防災会議等を指導するものとする。

第7章 補則

(計画の見直し)

第21条 長官は、政府全体の防災に関する基本方針等を踏まえ、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(実施の細目)

第22条 この計画に定めるもののほか、防災に関し採るべき措置の細目について必要な事項は、別に定める。

附 則

この計画は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日消総総第99号)

この計画は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日消総総第230号)

この計画は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年消費者庁訓令第7号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和３年消費者庁訓令第７号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、令和３年７月１日から施行する。

附 則（令和５年３月１０日消総総第９４号）
この計画は、令和５年３月１０日から施行する。

附 則（令和６年４月２日消総総第１４５号）
この計画は、令和６年４月２日から施行する。